

第4回 市街化調整区域あり方検討委員会を開催しました。

第4回委員会を下記開催概要のとおり開催しました。当日委員会では、第3回委員会の振り返りを行った後、市街化調整区域のエリア分け及び中間とりまとめ（案）について事務局から説明しました。各委員からは、エリア区分の実現手法の詳細検討の必要性、現状緑被率の維持を宣言する必要性、市民への効果的なアピール方法の重要性などの意見が出されました。

エリア分けの詳細は、次回以降委員会にて引き続き議論することとなりました。

<委員会開催概要>

日 時：平成18年3月22日(木) 18:30～20:40

場 所：市庁舎5階 特別会議室

出席者：蓑原委員長、柳沢副委員長、内海委員、高見沢委員、田代委員、西田委員
まちづくり調整局長、本市協力委員 13名、他本市職員

<委員会での主な意見>

・エリア分けの担保策の検討

市街化調整区域のエリア分けを担保するための方策を検討する必要がある。

・エリア分けに関する庁内調整の必要性

Aエリア及びBエリアは、庁内で十分に調整する必要がある。

・調整区域をエリア分けするための制度的位置づけの明確化

制度上の位置づけとして、例えば都市計画マスタープランのサブジェクトプランとするなど明確な位置づけを検討する必要がある。

・モデル地区での検討の必要性

観念的議論をするだけでなく、特徴的な地区をモデルとして具体的に検討する必要がある。

※議事概要については、各委員の了承が得られ次第ホームページに掲載します。

<次年度の予定>

年度内3回程度の開催を予定しています。

また、開催形態は昨年度に引き続き、非公開といたします。